

○外務委員会

条 約 (二〇件)

| 番号 | 件名 | 提出 | 提出月日 | 本院に受領 又は(衆)へ 送付月日 | 参議院 委員会 議決 本院 議決 | 衆議院 委員会 議決 本院 議決 | 備考 |
|----|--|----|--------|-------------------------|--|--|----|
| 1 | 北西太平洋のソヴェト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定の締結について承認を求めめるの件 | | 五六、二二二 | 受領 五六、二二二 | 付託(予)承認 五六、二二二 議決 五六、二二二 本院議決 五六、二二二 | 付託(予)承認 五六、二二二 議決 五六、二二二 本院議決 五六、二二二 | |
| 2 | 日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定の締結について承認を求めめるの件 | | 二二二 | 受領 二二二 | 付託(予)承認 二二二 議決 二二二 本院議決 二二二 | 付託(予)承認 二二二 議決 二二二 本院議決 二二二 | |
| 3 | 日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めめるの件 | | 五七、二二二 | 受領 五七、四八 | 付託(予)承認 五七、二二二 議決 五七、四二〇 本院議決 五七、四二三 | 付託(予)承認 五七、二二二 議決 五七、四七 本院議決 五七、四八 | |
| 4 | 千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定の締結について承認を求めめるの件 | | 二二二 | 受領 四八 | 付託(予)承認 二二二 議決 四二〇 本院議決 四二三 | 付託(予)承認 二二二 議決 四七 本院議決 四八 | |

| 番号 | 件名 | 提出 | 提出月日 | 本院に受領 又は(衆)へ 送付月日 | 参議院 委員会 託議決 議決 | 衆議院 委員会 託議決 議決 | 備考 |
|----|--|----|--------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|----|
| 11 | 千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件 | | 三二二 | 受領 四二〇 | (予)承認 四三三 | 承認 四二六 承認 四二〇 | |
| 10 | 千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めるの件 | | 三二二 | 受領 四二〇 | (予)承認 四三三 | 承認 四二六 承認 四二〇 | |
| 9 | 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件 | | 三二二 | 受領 四二〇 | (予)承認 四三三 | 承認 四二六 承認 四二〇 | |
| 8 | アジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件 | 先議 | 二二六 | 送付 四九 | 承認 四八 承認 四九 | (予)承認 六三三 承認 六二四 | |
| 7 | 千九百八十一年九月二十五日に国際コヒー理事会決議によつて承認された千九百七十六年の国際コヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件 | 先議 | 二二六 | 送付 四九 | 承認 四八 承認 四九 | (予)承認 七一九 承認 七三〇 | |
| 6 | 第六次国際すず協定の締結について承認を求めるの件 | 先議 | 二二六 | 送付 四九 | 承認 四八 承認 四九 | (予)承認 六三三 承認 六二四 | |
| 5 | 千九百八十年の国際コホア協定の締結について承認を求めるの件 | 先議 | 五七、二二六 | 送付 五七、四九 | 承認 五七、四八 承認 五七、四九 | (予)承認 五七、七一九 承認 五七、七三〇 | |

| 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 |
|---|-------------------------------------|---|--|--|---|---|
| 日本国政府とパングラデシュ人民共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件 | 日本国政府とスペイン政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件 | 環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約の締結について承認を求めるの件 | 過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めるの件 | 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 | 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 | 投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 |
| 先議 | 先議 | | | | | |
| 三二二 | 三二二 | 三二二 | 三二二 | 三二二 | 三二二 | 三二二 |
| 送付 四一六 | 送付 四一六 | 受領 六三 | 受領 六三 | 受領 四二七 | 受領 六一五 | 受領 四二七 |
| 三二二 | 三二二 | (予) 三二二 | (予) 三二二 | (予) 三二二 | (予) 三二二 | (予) 三二二 |
| 承認 四一五 | 承認 四一五 | 承認 六三 | 承認 六三 | 承認 五一 | 承認 七六 | 承認 五一 |
| 承認 四一六 | 承認 四一六 | 承認 六四 | 承認 六四 | 承認 五二 | 承認 七九 | 承認 五二 |
| (予) 三二二 | (予) 三二二 | 三二二 | 三二二 | 三二二 | 三二二 | 三二二 |
| 承認 七九 | 承認 七九 | 承認 六二 | 承認 六二 | 承認 四三 | 承認 五二四 | 承認 四三 |
| 承認 七三〇 | 承認 七三〇 | 承認 六三 | 承認 六三 | 承認 四二七 | 承認 六一五 | 承認 四二七 |
| | | | | | | |

内閣提出法律案(四件)

| 番号 | 件名 | 提出月日 | 本院に受領 又は(衆)へ 送付月日 | 参議院 委員会 託議決 本院議決 | 衆議院 委員会 託議決 本院議決 | 備考 |
|----|--|------------|-------------------------|---------------------------------|---------------------------|----|
| 79 | 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律案 | 四二七 | 受領 六三 | (予) 四二七 可決 六三 | 可決 六四 | |
| 60 | 南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案 | 三二五 | 受領 四二七 | (予) 三二五 可決 五一 | 可決 五二 | |
| 38 | 国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案 | 二二二 | 受領 四八 | (予) 二二二 可決 四二〇 | 可決 四三三 | |
| 10 | 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 | 五七、 二二九 | 受領 五七、 三一九 | (予) 五七、 二二九 可決 五七、 三三〇 | 可決 五七、 三三一 | |

| 番号 | 件名 | 提出月日 | 本院に受領 又は(衆)へ 送付月日 | 参議院 委員会 託議決 本院議決 | 衆議院 委員会 託議決 本院議決 | 備考 |
|----|--|------------|-------------------------|---------------------------------|---------------------------|----|
| 20 | 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めめるの件 | 四二七 | 受領 六三 | (予) 四二七 承認 六三 | 承認 六四 | |
| 19 | 北西太平洋における千九百八十二年の日本のさけ・ますの漁獲の統制及び条件に関する議定書の締結について承認を求めめるの件 | 五七、 四二七 | 受領 五七、 四二七 | (予) 五七、 四二七 承認 五七、 四二八 | 承認 五七、 四二八 | |

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めの件（閣条第一号）

（衆議院送付）

五六、一一一、一一二 内閣提出

一一一、一一二 衆承認

一一一、一一二 参承認

要旨

この議定書は、一九七七年（昭和五十二年）五月に署名され、その後四度にわたつて有効期間が延長された北西太平洋のソ連の地先沖合における一九七七年の漁業に関する日本国とソ連との間の協定が本年末をもつて失効することにかんがみ、その有効期間を明年十二月三十一日までさらに一年間延長すること、両政府の代表者は明後年以降の漁獲の問題に関して明年十一月二十四日までに会合し協議すること等を定めたものである。

なお、交換書簡において、ソ連の二百海里漁業水域にお

ける明年の我が方の漁獲割当量を本年と同様七十五万トンと定め、また、操業水域については、従来の水域に加えて新たに水域を設定することを定めている。

委員長報告

ただいま議題となりました議定書二件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

北西太平洋のソ連の地先沖合における一九七七年の漁業に関するソ連との協定及び日本国の地先沖合における一九七七年の漁業に関するソ連との協定の有効期間は、今日まで四度にわたつて延長されましたが、その有効期間はいずれも本年末に満了することとなっております。今回の二つの議定書は、両協定の有効期間を明年末までさらに一年間延長するとともに、明後年以降の漁獲の問題に関して明年十一月二十四日までに会合し協議することを定めたものであります。

なお、明年のソ連の二百海里漁業水域における我が方の漁獲割り当て量とわが国の二百海里漁業水域におけるソ連の漁獲割り当て量は、本年と同様、それぞれ七十五万トン及び六十五万トンとすることとし、また、操業水域につい

ては、日ソ相互に従来の水域に加えて新たに水域を設定することとしております。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

本日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めの件（閣条第二号）（衆議院送付）

五六、一二、二二 内閣提出

一二、二二 衆承認

一二、二二 参承認

要旨

この議定書は、一九七七年（昭和五十二年）八月に署名

され、その後四度にわたつて有効期間が延長された日本国の地先沖合における一九七七年の漁業に関する日本国とソ連との間の協定が本年末をもつて失効することにかんがみ、その有効期間を明年十二月三十一日までさらに一年間延長すること、両政府の代表者は明後年以降の漁獲の問題に関して明年十一月二十四日までに会合し協議すること等を定めたものである。

なお、交換書簡において、我が国の二百海里漁業水域における明年のソ連に対する漁獲割当量を本年と同様六十五万トンと定め、また、操業水域については、従来の水域に加えて新たに水域を設定することを定めている。

委員長報告

北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めの件の委員長報告参照

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）（衆議院送付）

五七、 二、 一二 内閣提出

四、 八 衆承認

四、 一三三 参承認

要旨

一九七九年（昭和五十四年）二月にドイツ民主共和国側より、我が国との経済関係の一層の発展のため通商航海条約を締結したい旨の申入れがあり、我が国政府はこのような条約の締結が両国間の経済交流等の促進に資するところ大であるとの見地からこれに応ずることとし、交渉の結果、昨年五月二十八日東京においてこの条約の署名が行われた。

この条約は、関税、租税、事業活動等についての最恵国待遇、輸出入制限についての無差別待遇、身体・財産の保護及び出訴権についての内国民待遇及び最恵国待遇、商船の出入港等についての内国民待遇及び最恵国待遇等を相互に保障しているほか、領事官との通信等の権利、仲裁判断

の承認及び執行、交換可能通貨による支払等について規定している。

委員長報告

ただいま議題となりました条約五件及び法律案一件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、ドイツ民主共和国との通商航海条約は、わが国とドイツ民主共和国との間で、関税、租税、事業活動等についての最恵国待遇、輸出入制限についての無差別待遇、身体・財産の保護及び出訴権についての内国民待遇及び最恵国待遇、領事官との通信等の権利、商船の出入国等についての内国民待遇及び最恵国待遇等を相互に許与することを定めたものであります。

次に、一九七一年の国際小麦協定の延長議定書は、同協定を構成する二つの規約、すなわち、小麦の市況に関する情報交換等について定める一九七一年の小麦貿易規約と、開発途上国に対する食糧援助について定める一九八〇年の食糧援助規約の有効期間をそれぞれ二年間延長することを定めたものであります。

次に、一九七八年の船員の訓練、資格証明及び当直の基準に関する国際条約は、海上における人命・財産の安全を確保するため、船員の訓練、資格証明及び当直に関する国際基準を設定すること等について定めたものであります。

次に、一九七六年の海事債権についての責任制限条約は、船舶事故に関する船舶所有者等の責任の制限につきまして、既存の関係条約に定める金額責任主義を基礎としつつ、責任限度額の引き上げ、責任を制限することのできる者の範囲の拡大等によって制度の改善を図ろうとするものであります。

次に、植物の新品種の保護に関する国際条約は、植物の新品種の育成者の権利を保護することにより新品種の育成の振興を図り、もって農業の発展に資することを目的として、育成者の権利が保護されるための条件、保護される権利の内容等について定めたものであります。

最後に、国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案は、昭和六十年に筑波研究学園都市で開催される予定の国際科学技術博覧会の円滑な準備と運営に資するため、国際博覧会条約の規定に基づく政府代表として外務省に特別職の国家公務員たる国際科学技術博覧会政府代表

一人を置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定めたものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、ドイツ民主共和国との通商航海条約、一九七八年の船員の訓練、資格証明及び当直の基準に関する国際条約及び植物の新品種の保護に関する国際条約の三件はいずれも全会一致をもって、また、一九七一年の国際小麦協定の延長議定書及び一九七六年の海事債権についての責任制限条約はいずれも多数をもって、それぞれ承認すべきものと決定し、国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）（衆議院送付）

五七、 二、 一二 内閣提出

四、 八 衆承認

四、 一三三 参承認

要旨

「一九七一年の国際小麦協定」は小麦貿易規約と食糧援助規約から成るが、この内、小麦貿易規約は国際商品協定の根幹ともいうべき経済条項（価格の安定と需給の均衡を図るための仕組）を欠いていたことから、国連貿易開発会議（UNCTAD）を中心に新協定の作成交渉が行われたが、合意に達しなかつたため、これまで五度にわたつて有効期間の延長が行われてきた。他方、食糧援助規約は、一九八〇年（昭和五十五年）に新規約が採択されるに至つた。延長された小麦貿易規約及び一九八〇年に採択された

食糧援助規約の有効期間はいずれも昨年六月末までとなつていたが、新協定成立の見通しが依然として立たなかつたため、昨年三月ロンドンで開催された政府間会議において、両規約の有効期間をそれぞれ明年六月末まで二年間延長すべく、これら二つの議定書が採択されるに至つたのである。なお、両議定書は昨年七月一日に発効し、我が国は現在、暫定的に適用している。

委員長報告

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件の委員長報告参照
千九百八十年の国際ココア協定の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）（先議）

五七、 二、 二六 内閣提出

四、 九 参承認

七、 三〇 衆承認

要旨

ココアの国際価格の変動を防止し、ココア生産国の輸出収入の安定及びココア消費国への十分な供給を図ることを目的とする最初の国際ココア協定は一九七二年（昭和四十七年）に成立し、同協定は「一九七五年の国際ココア協定」に引き継がれた。

本件協定は、一九七五年の協定に代わるものとして、一九八〇年（昭和五十五年）十一月にジュネーブで開催された国際連合ココア会議において採択されたものであつて、国際ココア機関の存続、ココアの緩衝在庫の設置、運用等について規定しているが、一九七五年の協定との主な相違点は次のとおりである。

一、価格安定の手段について、一九七五年の協定では輸出割当て制度を基本とし、緩衝在庫の運用によつてこれを補完することとしていたのを、緩衝在庫の運用を中心とするように改めた。

二、最近の市場価格を勘案し、緩衝在庫の運用の基準となる協定価格帯をカカオ豆に換算して一ポンド当たり最低価格百セント、最高価格百六十セントに引き上げ、緩衝在庫の介入価格を下方介入価格百十セント、上方介入価

格百五十セントと定めた。

三、一定期間内に一定量の緩衝在庫による購入又は売却が行われた場合に、緩衝在庫の介入価格を半自動的に改訂する調整方式を設けた。

四、一次産品のための共通基金との関係について規定を設け、同基金が活動を開始した場合には、同基金の資金供与制度を利用できるようにした。

なお、本件協定は一九八一年（昭和五十六年）八月一日に暫定的に発効している。

委員長報告

ただいま議題となりました条約四件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、一九八〇年の国際ココア協定と第六次国際協定は、それぞれ一九七五年の国際ココア協定と第五次国際協定にかわるものでありまして、ココア協定においては緩衝在庫の操作と輸出統制によつて、また、協定においては緩衝在庫の操作と輸出統制によつて、それぞれ、ココアとす

ずの国際価格の変動を防止し、生産国の輸出収入の安定と消費国への十分な供給を図ることを目的とするものであり

ます。

次に、一九七六年の国際コーヒー協定の有効期間の延長は、現行協定が本年九月三十日に失効することにかんがみ、その有効期間を一年間延長し、協定の修正・更新のための交渉に時間的余裕を与えようととも、コーヒーに関する国際協力を継続しようとするものであります。

最後に、アジア太平洋郵便条約は、現行のアジア・オセアニア郵便条約にかわるものでありまして、万国郵便連合憲章に基づく限定連合の一つであるアジア太平洋郵便連合の基本文書として、連合の組織、加盟国間の通常郵便業務等について規定しております。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

昨八日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、四件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

第六次国際すず協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）（先議）

五七、二、二六 内閣提出

四、九 参承認

六、二四 衆承認

要旨

すずの国際価格の変動を防止し、すず生産国の輸出収入の安定及び消費国への十分な供給を図ることを目的とする最初の国際すず協定は一九五三年（昭和二十八年）に作成され、その後協定は四回にわたり更新されて現行の「第五次国際すず協定」に引き継がれてきた。

本件協定は、本年六月三十日に有効期間が終了する第五次協定に代わるものとして、一九八一年（昭和五十六年）六月にジュネーブで開催された国際連合すず会議において採択されたものであつて、右の目的を達成するため、緩衝在庫制度、輸出統制等について規定しているが、第五次協定との主な相違点は次のとおりである。

一、第五次協定では、緩衝在庫への抛出が生産国は義務抛

出、消費国は任意抛出であつたのを、生産国及び消費国の平等義務抛出に改めた。

二、輸出統制を発動する要件を一層厳しくした。

三、輸出統制期間において、所定の条件を満たす場合には、当該統制期間の全期間における総輸出許可トン数を自動的に増加することとした。

委員長報告

千九百八十年の国際ココア協定の締結について承認を求めの件の委員長報告参照

千九百八十一年九月二十五日に国際コーヒー理事会決議によつて承認された千九百七十六年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求める件（閣条第七号）（先議）

五七、 二、二六 内閣提出

四、 九 参承認

七、三〇 衆承認

要旨

コーヒーの国際価格の変動を防止し、需給の均衡を図ることを目的とする最初の国際コーヒー協定は一九六二年（昭和三十七年）に作成され、その後協定は数回にわたつて修正、更新及び有効期間の延長が行われて、現行の「一九七六年の国際コーヒー協定」に引き継がれてきた。

この有効期間の延長は、本年九月三十日に失効することになつてゐる一九七六年の協定の有効期間を明年九月三十日まで一年間延長することを定めたものであつて、現行協定の修正又は更新についての交渉に時間的余裕を与え、現行協定の下でのコーヒーに関する国際協力を継続するためのものである。

委員長報告

千九百八十年の国際ココア協定の締結について承認を求めの件の委員長報告参照

アジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件
(閣条第八号)(先議)

五七、 二、二六 内閣提出

四、 九 参承認

六、二四 衆承認

要旨

万国郵便連合憲章は、同連合の加盟国が一定の地域内で郵便業務に関する協力を促進するため限定連合を設立することを認めているが、アジア太平洋地域においては一九六一年(昭和三十六年)マニラで採択されたアジアオセアニア郵便条約によりアジアオセアニア郵便連合が結成された。

本件条約は、一九八一年(昭和五十六年)三月にジャカルタで開催されたアジアオセアニア郵便連合の第四回大会議において現行の条約に代わるものとして作成されたものであつて、主な改正点は次のとおりである。

一、連合の名称を「アジア太平洋郵便連合」から「アジア太平洋郵便連合」に改めた。

二、連合への加盟について、万国郵便連合の加盟国である主権国であつてその全領域がアジア太平洋地域にある国は、条約への加入の正式の宣言を行うことによつて連合に加盟できることとした。

三、中央事務局については、大会議又は執行理事会が所在国を決定することとし、決定された国に原則として少なくとも五年間所在することとした。

四、船便等平路面路による通常郵便物の低減料金として現在国内国料金、国際料金の七十五パーセントを超えない額等を適用することとなつてゐるのを改め、国内料金と国際料金の八十五パーセントとの間で定める額を適用することとした。

委員長報告

千九百八十年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件の委員長報告参照

千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）（衆議院送付）

五七、 三、 一二 内閣提出

四、 二〇 衆承認

四、 二三 参承認

要旨

一九六七年（昭和四十二年）三月、英仏海峡において船長の不適切な判断が原因となつてタンカー座礁事故が起つたのを契機として、船舶の航行の安全を確保するための船員の技能に関する国際基準の必要性が認識されるに至り、政府間海事協議機関（IMCO）における検討を経て、一九七八年（昭和五十三年）七月七日にこの条約が作成された。

この条約は、船員の訓練及び資格証明並びに当直に関する国際基準を設定することを目的とするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、締約国を旗国とする海上航行船舶におい

て業務を行う船員に適用する。

二、船長、職員又は部員の証明書は、業務、年齢、身体適性等に関する要件を満たしていると旗国の政府の認める者に対し発給し、船長及び職員の証明書には旗国の政府が一定の様式により裏書をする。

三、船舶は、締約国の港にある間、当該締約国の監督に服する。監督においては、船員が必要な証明書等を受有していることを確認する。監督の結果要件の不備が発見された場合には、その旨を船長、船舶の旗国の領事等に通報する。監督を行う締約国は、証明書等の要件の不備が是正されず、そのため人命、財産等に危険があると判断した場合には、船舶を航行させないための措置をとる。その他、この条約は、甲板部及び機関部の当直が遵守すべき基本原則、船長及び職員の資格証明のための最小限の要件、技能の維持及び最新の知識の習得を確保するための最小限の要件等を定めている。

委員長報告

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件の委員長報告参照

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めめるの件（閣条第一〇号）（衆議院送付）

五七、 三、 一二 内閣提出

四、 二〇 衆承認

四、 一三三 参承認

要旨

船舶事故に関する船舶所有者等の責任を制限する条約としては、一九二四年（大正十三年）の条約に次いで一九五七年（昭和三十二年）に金額責任主義を基礎とする「海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する条約」が作成され、我が国も一九七六年（昭和五十一年）にこれを批准した。しかし、その後インフレーションの進行等により責任限度額の引上げが必要となつたこと、他の海事関係諸条約との調整が必要となつたこと等から、同条約の再検討の必要性が認識されるに至り、政府間海事協議機関（IMCO）における検討を経て、一九七六年（昭和五十一年）にロンドンにおいてこの条約が作成された。この条約は、一九五七

年の条約と同じく金額責任主義を基礎とするが、同条約との主な相違点は次のとおりである。

一、責任を制限することのできる者として、船舶所有者等のほかに救助者を加えた。

二、責任限度額を十万吨船舶の場合の一・四倍から三百万トン船舶の場合の六倍まで引上げ、また、旅客の死傷に関する債権について別個の限度額を設けた。

三、限度額の表示単位として使用していた金フランに代えて、IMF（国際通貨基金）の定めるSDR（特別引出権）を採用した。

四、油濁損害に関する条約及び原子力損害に関する条約の適用を受ける債権については、この条約を適用しないこととした。

委員長報告

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めめるの件の委員長報告参照

千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日
にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物
の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求め
るの件（閣条第一一号）（衆議院送付）

五七、 三、 一二 内閣提出

四、 二〇 衆承認

四、 二三 参承認

要旨

この条約は、植物の新品種の育成者の権利を国際的な統
一的原則により保護することを目的とし、「一九六一年の
植物の新品種の保護に関する国際条約」の内容を基礎とし
て一九七八年（昭和五十三年）十月二十三日にジュネーヴ
で作成されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、締約国（以下「同盟国」という）は、植物の新品種の
保護のための同盟を形成する。

二、同盟国は、育成者の権利を特別の保護の制度により又
は特許を与えることにより承認することができる。

三、同盟国の国民及び同盟国に居住する非同盟国の国民は、

他の同盟国において、育成者の権利の保護に関し内国民
待遇を与えられる。

四、同盟国は、保護の対象とする植物の種類について相互
主義を採用することができる。

五、この条約は、あらゆる種類の植物について適用するこ
とができる。同盟国は、加盟時に少くとも五の種類に、
その後八年が経過した時に二十四以上の種類にこの条約
を適用しなければならない。

六、品種について育成者に権利が与えられた場合には、当
該品種の種苗の商業的販売を目的とする生産、販売の申
出及び販売について育成者の事前の許諾を必要とする。

七、保護の利益は、申請に係る品種について、他の品種と
明確に区別されること、申請の日前所定の期間を超えて
販売等が行われていないこと等の条件が満たされるとき
に、審査の後に与えられる。

八、保護の期間は十五年、森林樹等については十八年を下
回つてはならない。

九、いずれかの同盟国において保護の申請をした育成者は、
他の同盟国における申請に関し十二箇月の期間優先権を
有する。

十、品種には名称を付する。

十一、同盟の常設機関は、同盟国の代表によつて構成される理事会及び事務局とする。

委員長報告

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めの件の委員長報告参照
投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めの件閣条第一二号（衆議院送付）

五七、 三、 一二 内閣提出

四、 二七 衆承認

五、 一二 参承認

要旨

この協定は、我が国とスリ・ランカとの間の投資及び経済関係の緊密化を促進することを目的として締結交渉が行われた結果、本年三月一日に署名されたものであつて、主

な内容は次のとおりである。

一、両国は、投資の許可に関し、相互に最恵国待遇を与える。

二、両国は、投資財産、収益、投資に関連する事業活動、出訴権等に関し、相互に内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

三、投資財産及び収益は、(一)公共のため、(二)正当な法の手續に従い、(三)差別的でなく、また、(四)迅速、適当かつ効果的な補償が行われる場合を除いては、収用、国有化等の措置をとられない。両国は、収用、国有化等の条件に関し、相互に内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

四、両国は、敵対行為の発生等による損失補償に関し、相互に内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

五、両国は、両国間及び自国と第三国との間の送金の自由を保証する。

六、各国は、当事者の要請があれば、投資紛争を投資紛争解決条約に従つて調停又は仲裁に付託する。

委員長報告

ただいま議題となりました条約二件及び法律案一件につ

きまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、スリランカとの投資保護協定は、わが国とスリランカとの間で、投資の許可について相互に最恵国待遇を与えること、投資財産、収益、事業活動、出訴権等について相互に内国民待遇及び最恵国待遇を与えることを定めるとともに、投資財産及び収益が収用または国有化された場合の補償措置、送金の自由等について規定したものであります。

次に、インドネシアとの租税協定は、これまでわが国が諸外国との間で締結した租税条約と同様に、わが国とインドネシアとの間で、相手国で事業を営む場合の企業利得に対する相手国の課税基準、国際運輸業所得に対する相手国の租税の免除、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の租税の軽減等を定めるとともに、それぞれの国内法に従って二重課税を排除する方法を規定したものであります。

最後に、南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案は、南極条約協議国会議が勧告した「南極地域の動物相及び植物相の保存に関する措置」を実施するため、日本国民が南極地域に固有の哺乳類または鳥類を殺傷しまたは捕

獲すること、南極地域に動植物を持ち込むこと、南極地域の特別保護地区において植物を採取すること等を規制しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

昨十一日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、スリランカとの投資保護協定及びインドネシアとの租税協定はいずれも多数をもって承認すべきものと決定し、南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一三号）（衆議院送付）

五七、 三、 一二 内閣提出

六、 一五 衆承認

七、 九 参承認

要旨

現在、我が国とオーストラリアとの間には一九七二年（昭和四十七年）に締結された原子力協定があるが、一九七四年（昭和四十九年）五月にインドが行った核実験を契機に、原子力の平和利用に対して核拡散防止の見地から規制を強化しようとする国際的気運が高まったことを反映して、オーストラリアは自国産ウランの輸出に当たって規制を強化する政策をとり、我が国に対してもこの政策に沿った新たな原子力協定の締結を申し入れてきた。これに基づいて交渉が行われた結果、本年三月五日にこの協定の署名が行われたもので、主な内容は次のとおりである。

- 一、両国は、原子力の平和的非爆発目的利用のために専門家及び情報の交換、核物質等の供給等の方法で協力する。
- 二、この協定により規律される核物質等は、核兵器その他の核爆発装置の開発、製造のために使用してはならず、また、軍事的目的を助長するような態様で使用してはならない。
- 三、この協定の適用対象として、核物質、設備のほか新たに重水、原子炉級黒鉛などの資材及び濃縮、再処理又は重水の生産に関連する機微な技術を加え、また、第三国

を經由して移転されたこれらのものも含める。

- 四、この協定により規律される核物質等の第三国移転及び再処理は、あらかじめ両国間で合意された「画定され記録された核燃料サイクル計画」内であれば、改めて個別の同意を得ることなく、一定の条件の下で行うことができる（いわゆる包括的事前同意方式）。
- 五、事前同意の対象に第三国移転、再処理のほか二十パーセント以上の濃縮を加える。
- 六、この協定により規律される核物質を盗難、不法な奪取等から防護するため、国際的な基準に沿った防護措置をとる。
- 七、この協定は、三十年間効力を有し、その後はいずれか一方が六カ月前に文書による予告を与えることにより終了させることができる。

委員長報告

ただいま議題となりましたオーストラリアとの原子力協定につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この協定は、わが国とオーストラリアとの間の現行の原

子力協定にかわるものでありまして、現行協定と同じく両国間における専門家及び情報交換、核物質等の供給等についての協力、核物質等の軍事的利用の禁止、国際原子力機関による保障措置の適用等について規定するほか、新たに核物質等の第三国移転及び再処理に関する包括的な事前同意、核物質の盗難、不法な奪取等に対する防護措置等について規定しております。

委員会におきましては、鈴木内閣総理大臣の出席を求め、めて審議を行い、第二回国連軍縮特別総会の意義と評価、国連における核兵器不使用決議、核兵器の先制不使用、わが国の原子力発電計画、原子力発電所の立地と安全性、核廃棄物の処理、核物質防護対策等の諸問題につきまして熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

去る六日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とインドネシア共和国との間の協定の締結につ

いて承認を求めるの件（閣条第一四号）（衆議院送付）

五七、 三、 一二 内閣提出

四、 二七 衆承認

五、 一二 参承認

要旨

この協定は、本年三月三日東京において署名されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

- 一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合に限り、かつ、当該恒久的施設に帰属する所得に対してのみ、相手国で課税される。
- 二、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにより生ずる所得については、相手国の租税が免除される。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国の租税が軽減される。
- 四、短期滞在者、教授、学生、訓練生等の所得については、一定の条件の下に滞在地国の租税が免除される。
- 五、二重課税の回避の方法は、それぞれの国内法に従つて、ともに「外国税額控除方式」とする。

なお、一定の投資所得等について、我が国において「みなし外国税額控除」を認める。

委員長報告

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件の委員長報告参照

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めめるの件（閣条第一五号）（衆議院送付）

五七、 三、 一二 内閣提出

六、 三 衆承認

六、 四 参承認

要旨

この条約は、地雷、焼夷兵器等非人道的な結果をもたらすおそれのある通常兵器の使用を禁止し又は制限することにより、武力紛争における文民等の一層の保護を図ること

を目的として、一九八〇年（昭和五十五年）十月十日に、ジュネーブで開催された国際連合会議において採択されたものである。条約は、基本的事項のみを規定した条約本体及び三つの附属議定書からなり、それぞれの主な内容は次のとおりである。

一、条約本体

(一) この条約は、国家間の戦争又はその他の武力紛争、植民地解放闘争等に適用される。

(二) 各国は、批准書の寄託に際し、二以上の附属議定書に拘束されることに同意しなければならない。

(三) この条約は、紛争当事者のいずれか一国が非締約国である場合には、その条約は締約国であるその他の紛争当事者間でも適用されないという、いわゆる総加入条項を排除し、紛争当事者が非締約国であっても、その他の締約国である紛争当事者間ではなおこの条約が適用される。

二、検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書（議定書I）

人体内において、エックス線で検出することができない破片によつて傷害を与えることを第一義的效果とする

いかなる兵器の使用も、禁止する。

三、地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（議定書Ⅱ）

(一) 地雷等の文民に対する使用及び無差別な使用は、禁止する。

(二) 地上兵力による戦闘未発生の居住地域等における地雷等の使用は、原則的に禁止する。

(三) 遠隔散布地雷は、軍事目標地域又は軍事目標を含む地域内のみで使用され、かつ、一定の条件が満たされる場合を除くほか、使用を禁止する。

(四) 国際的に認められた保護標章、がん具等に取り付けたもの等特定のブービートラップの使用は、禁止する。

(五) 紛争当事者は、敷設した地雷原等の位置を記録し、敵対行為の停止後はそれらの情報の公開等の措置をとる。

(六) 紛争当事者は、国際連合の軍隊又は使節団が紛争地域で任務を遂行する場合には、その長の要請に基づき、地雷原等からそれらを保護するために必要な措置をとる。

四、焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書（議定

書Ⅰ）

(一) 文民及び民用物を焼夷兵器による攻撃の対象とすることは、禁止する。

(二) 文民が集中した地域内に位置する軍事目標を、空中から投射する焼夷兵器による攻撃の対象とすることは、禁止する。

(三) 文民が集中した地域内に位置する軍事目標を、空中から投射する方法以外の方法により焼夷兵器による攻撃の対象とすること、及び森林等を焼夷兵器による攻撃の対象とすることは、原則的に禁止する。

委員長報告

ただいま議題となりました条約三件及び法律案一件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、過度に傷害を与えまたは無差別に効果を及ぼす通常兵器の使用の禁止または制限に関する条約は、地雷、焼夷兵器等非人道的な結果をもたらすような通常兵器の使用を禁止しまたは制限することにより、武力紛争における文民等の一層の保護を図ろうとするものでありまして、この

条約が適用される武力紛争の範囲、使用が禁止または制限される兵器、攻撃が禁止される対象等について定めております。

次に、環境改変技術の軍事的・敵対的使用の禁止に関する条約は、地球または宇宙空間の構造、組成等に広範、長期的または深刻な効果をもたらすような環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用を禁止することにより、人類への危険をなくそうとするものでありまして、環境改変技術のこのような使用の禁止、環境改変技術の定義、条約の実効性を確保するための措置等について定めております。

次に、生物・毒素兵器の禁止及び廃棄に関する条約は、生物兵器及び毒素兵器の開発、生産、貯蔵等の禁止並びにこれらの兵器の廃棄により、生物剤及び毒素が兵器として使用される可能性を完全になくそうとするものでありまして、平和的目的による正当化ができない種類及び量の生物剤、毒素等の開発、生産、貯蔵等の禁止、これらの生物剤、毒素等の廃棄または平和的目的への転用、条約の実効性を確保するための措置等について定めております。

最後に、生物・毒素兵器の禁止及び廃棄に関する条約の実施に関する法律案は、この条約を実施するために必要な

事項を定めたものでありまして、生物剤または毒素の開発等は平和的目的の場合に限ること、生物兵器または毒素兵器の製造等を罰則をもって禁止すること、主務大臣は業として生物剤または毒素を取り扱う者に対し必要な業務報告を求めることができること等を規定しております。

委員会におきましては、軍縮、特に核軍縮に対するわが国の基本姿勢、化学兵器禁止の促進、国連機能の強化等の諸問題につきまして熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

昨三日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、条約三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定し、法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一六号）（衆議院送付）

五七、 六、 三 衆承認

六、 四 參承認

要旨

自然環境を人工的に改変する技術については、未だ研究段階にあるものがほとんどであるが、地震、津波、天候の変更等を引き起こす技術が開発され、敵対的目的のために使用されることとなつた場合の危険性については、近年、地球物理学者等により指摘され、また、多くの国の懸念するところとなつた。この条約は、かかる背景の下に、このような環境改変技術が、敵対的目的のために使用されるのを禁止することを目的として、一九七七年（昭和五十二年）五月十八日にジュネーヴで作成されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、広範な、長期的な又は深刻な効果をもたらす環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用を他の締約国に対して行わないこと、また、これに違反する行為につき他国等に対し援助等を行わないことを約束する。

二、「環境改変技術」とは、自然の作用を意図的に操作することにより地球又は宇宙空間の構造、組成又は運動に

変更を加える技術をいう。

三、この条約は、環境改変技術の平和的利用を妨げるものではない。

四、締約国は、自国の憲法上の手続に従い、この条約に違反する行為を禁止し、防止するために必要と認める措置をとることを約束する。

五、締約国は、条約上の問題の解決に当たつて、専門家協議委員会などを通じて協議し及び協力することを約束し、他の締約国が条約義務に違反していると信ずるに足りる理由があるときは、国際連合安全保障理事会に苦情を申し立てることができ、いずれかの締約国が被害を受け又は受けるおそれがあると安全保障理事会が決定する場合には、その締約国に対し国際連合憲章に従つて援助又は支援を行うことを約束する。

六、この条約の有効期間は、無期限とする。

委員長報告

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めるとの件の委員長報告参照

日本国政府とスペイン政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一七号）（先議）

五七、三、一二 内閣提出

四、一六 参承認

七、三〇 衆承認

要旨

この協定は、昭和五十五年十月、カルロス・スペイン国王訪日の際に締結交渉開始が合意され、その後交渉の結果、本年三月五日にマドリッドにおいて署名されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

- 一、日本及びスペイン両国政府は、(一)学者、教員、学生、芸術家等の交換、(二)文化・教育研究機関の間の協力、(三)新聞、ラジオ・テレビ、映画等の分野における交流及び(四)青少年・スポーツ団体間の交流を奨励する。
- 二、両国政府は、他方の国において取得される学位、資格証書等が、それぞれの国において同等の価値を認められるための範囲及び条件について研究する。
- 三、各国政府は、(一)相手国の言語、文学、歴史等について

の教育・研究、(一)出版物、ラジオ・テレビ番組、美術展覧会、講演、演奏会等各種の手段による相手国の文化、歴史、生活様式等の理解及び(二)相手国の国民により製作された著作物の翻訳、出版等を奨励する。

四、各国政府は、(一)他方の国の国民に対する修学等のための奨学金の供与及び(二)他方の国の国民による博物館、図書館等の利用について便宜を与える。

五、両国政府は、この協定の実施について協議するため、混合委員会を設置する。

委員長報告

ただいま議題となりましたスペイン及びブラジルとの各文化協定につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

これらの協定は、戦後わが国が諸外国と締結した文化協定とほぼ同様の内容のものでありまして、わが国とスペイン及びわが国とブラジルとの間で、それぞれ学者、学生、芸術家の交換等、文化及び教育の分野における交流を奨励することを定めております。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願

います。

昨十五日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一八号）（先議）

五七、三、一二 内閣提出

四、一六 参承認

七、三〇 衆承認

要旨

この協定は、昭和五十三年四月、ラーマン・バングラデシュ大統領訪日の際に締結交渉開始が合意され、その後交渉の結果、本年二月十日にダッカにおいて署名されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、日本及びバングラデシュ両国政府は、(一)学者、教員、学生、芸術家等の交換、(二)文化・教育・専門的機関の間

の協力、(三)新聞、ラジオ・テレビ、映画等の分野における交流、(四)青少年・スポーツ団体間の交流及び(五)両国間の観光旅行を奨励する。

二、両国政府は、他方の国において取得される学位、資格証書等が、それぞれの国において同等の価値を認められるための範囲及び条件について研究する。

三、各国政府は、出版物、ラジオ・テレビ番組、美術展覧会、講演、演奏会等各種の手段による相手国の文化、歴史、生活様式等を理解することを奨励する。

四、各国政府は、(一)他方の国の国民に対する修学等のための奨学金の供与及び(二)他方の国の国民による博物館、図書館等の利用について便宜を与える。

五、両国政府は、この協定に定める交流の進捗状況を検討し、また、この協定の実施を確保するため、両国において交互に協議を行う。

委員長報告

日本国政府とスペイン政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件の委員長報告参照

北西太平洋における千九百八十二年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めめるの件（閣条第一九号）（衆議院送付）

五七、 四、二七 内閣提出

四、二七 衆承認

四、二八 参承認

要旨

この議定書は、一九七八年（昭和五十三年）四月二十一日に署名された「日ソ漁業協力協定」に基づき、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における本年の我が国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件を定めるため交渉が行われた結果、去る四月二十三日に署名されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、ソ連の距岸二百海里水域の外側の水域における本年の我が国のさけ・ます漁獲量は昨年と同様四万二千五百トン（ただし、尾数は昨年の三千六百四十万尾に比し本年は三千四百五十万尾）とし、漁期、禁漁区、漁具等についての規定に従つて漁獲を行う。

二、漁船又は乗組員がこの議定書の規定に違反した場合に
は、相手国の公務員はそれらを拿捕又は逮捕できる。その場合、漁船又は乗組員をそれらの所属する国にできる限り速やかに引き渡さなければならない。裁判管轄権は漁船又は乗組員の所属する国のみが有する。

三、この議定書は、本年十二月三十一日まで効力を有する。

委員長報告

ただいま議題となりました北西太平洋における千九百八十二年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この議定書は、日ソ間の漁業協力協定に基づき、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における本年のわが国のサケ・マスの漁獲について、漁獲量、禁漁区、漁期、違反に対する取り締まりの手續等を定めたものでありまして、ソ連の距岸二百海里外の水域における本年のわが国のサケ・マス漁獲量は、昨年と同様、四万二千五百トンとなっております。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知を願

います。

本日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めめる件（閣条第二〇号）（衆議院送付）

五七、 四、二七 内閣提出

六、 三 衆承認

六、 四 参承認

要旨

生物兵器の禁止問題については、既に一九二五年（大正十四年）にジュネーヴで作成された「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書」により、細菌学的手段の戦争における使用が禁止されているが、この条約は、細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産、貯蔵等を禁止

するために、一九七一年（昭和四十六年）の第二十六回国際連合総会の決議に基づき、一九七二年（昭和四十七年）四月十日にロンドン、モスクワ及びワシントンにおいて作成されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、いかなる場合にも、平和的目的による正當化ができない種類及び量の微生物剤その他の生物剤又は毒素並びにこれらを使用するための兵器、装置又は運搬手段の開発、生産、貯蔵、取得及び保有を行わないことを約束する。

二、締約国は、自国が保有するこれらのものを廃棄し又は平和的目的のために転用することを約束する。

三、締約国は、これらをいかなる者に対しても移譲しないこと、及びその製造又は取得につき他国等に対し援助、奨励又は勧誘を行わないことを約束する。

四、締約国は、自国の憲法上の手続に従い、これらの開発、生産、貯蔵、取得又は保有を禁止し、防止するために必要な措置をとる。

五、締約国は、条約上の問題の解決に当たつて相互に協議し及び協力することを約束し、他の締約国が条約義務に違反していると認めるときは、国際連合安全保障理事会

に苦情を申し立てることができ、いずれかの締約国が危険にさらされていると安全保障理事会が決定する場合には、その締約国に対し国際連合憲章に従つて援助又は支援を行うことを約束する。

六、締約国は、化学兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄のための効果的措置について早期に合意に達するため、誠実に交渉を継続することを約束する。

七、この条約の有効期間は無期限であるが、締約国は、異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、三カ月前の通知により条約から脱退することができる。

委員長報告

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めるの件の委員長報告参照

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）（衆議院送付）

五七、 一、二九 内閣提出

三、一九 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、アルバニアに兼轄の大使館を設置する。

二、在アンカレッジ領事館を総領事館に昇格させる。

三、右の各在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

四、最近の為替相場の変動、物価上昇等を勘案して、既設の公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額及び研修員手当の額を改定する（改定率は在勤基本手当の基準額については平均七・六％、研修員手当の額については平均一五・〇％となっている）。

委員長報告

ただいま議題となりました在外公館関係の法律案につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この法律案は、東欧のアルバニアに兼轄の大使館を設置すること、現在米国のアンカレッジにある領事館を総領事館に昇格させること、既設の公館について、最近の為替相場の変動、物価上昇等を勘案し、在勤基本手当の基準額及び研修員手当の額を改定すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、わが国とアルバニアとの関係、外交体制強化の問題、在外職員の待遇改善の問題等について熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

昨三十日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案
(閣法第三八号)(衆議院送付)

五七、 二、 一一 内閣提出

四、 八 衆可決

四、 一三三 参可決

要旨

本法律案は、昭和六十年に開催される国際科学博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約第十二条の規定に基づき政府代表の設置及びその任務、給与等について定めることを目的とするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、「国際科学技術博覧会政府代表」一人を外務省に置く。
二、代表は、特別職の国家公務員とし、かつ、外務公務員とする。

三、代表の任務は、国際科学技術博覧会に関し、日本国政府を代表するものとする。

四、関係各省庁の長は、代表の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置をとるものとする。

五、代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。

六、代表の俸給月額は、九十一万円とする。

七、この法律は、昭和五十七年十月一日から施行し、国際科学技術博覧会が終了して一年を経過した日に効力を失う。

委員長報告

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めの件の委員長報告参照

南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案（閣法第六〇号）（衆議院送付）

五七、 三、一五 内閣提出

四、二七 衆可決

五、一二 参可決

要旨

本法律案は、南極条約協議国会議が南極条約第九条1の規定に基づき勧告した南極地域の動物相及び植物相の保存のための措置を実施するために必要な事項を定めることを目的とするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、国民は、外務大臣の許可を受けた場合を除き、次の行為をしてはならない。これに違反した者は罰せられる。

(1) 南極地域において、南極哺乳類又は南極鳥類を殺し、傷つけ又は捕獲すること。

(2) 南極地域に動物又は植物（食用に供される植物を除く）を持ち込むこと。

(3) 特別保護地区に立ち入ること又は同地区内の植物を採取し若しくは傷つけること。

二、右のほか、国民は、南極地域において、南極哺乳類又は南極鳥類の生息状態及び生息環境に影響を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

三、外務大臣は、南極地域に渡航する者その他関係者に法律の要旨の周知を図るため適当な措置をとる。

委員長報告

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めの件の委員長報告参照

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律案（閣法第七九号）（衆議院送付）

五七、 四、二七 内閣提出

五七、 六、 三 衆可決

六、 四 參可決

要旨

本法律案は、一九七二年（昭和四十七年）に作成された「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」を実施するために必要な事項を定めることを目的とするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、「生物剤」とは、微生物であつて、人、動物若しくは植物の生体内で増殖する場合にこれらを発病させ、死亡させ、若しくは枯死させるもの又は毒素を産生するものをいう。

二、「毒素」とは、生物によつて産生される物質であつて、人、動物又は植物の生体内に入った場合にこれらを発病させ、死亡させ、又は枯死させるものをいい、人工的に合成された物質で、その構造式がいずれかの毒素の構造式と同一であるものを含むものとする。

三、「生物兵器」とは、武力行使の手段として使用される物で、生物剤又は生物剤を保有しかつ媒介する生物を充

てんしたものをいう。

四、「毒素兵器」とは、武力行使の手段として使用される物で、毒素を充てんしたものをいう。

五、生物剤又は毒素の開発、生産、貯蔵、取得又は保有が認められるのは、平和的目的をもつてする場合に限る。

六、何人も、生物兵器又は毒素兵器を製造し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。これに違反した者は罰せられる。

七、主務大臣は、平和的目的以外の目的をもつてする生物剤又は毒素の開発等を防止するため必要な限度において、業として生物剤又は毒素を取り扱う者に対し、その業務に関して必要な報告を求めることができる。これに違反した者は罰せられる。

八、外務大臣は、条約を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供等必要な協力を求めることができる。

委員長報告

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めるの件の委員長報告参照